（様式５）

最終更新日：令和8年10月23日

公益財団法人日本バレーボール協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.jva.or.jp/jva/constitution/　https://www.jva.or.jp/reports/

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	【審査基準(1)】 ・JVA中長期経営計画(JVA MASTER PLAN)を2024年3月18日の理事会で承認、4月2日に外部公表した。 ・長期計画(2040年)に基づく中期計画(2024-2028)に沿って、毎年の事業計画を推進している。 ・中期経営計画進捗管理委員会を設置し、四半期ごとに計画の進捗確認や対応策の指摘、目標の修正要否の検討などを行っている。 委員会ページ：https://www.jva.or.jp/organization/committee/ ・2025年度より事業にあわせて中期経営計画を微修正し、事業遂行にあたっている。 【審査基準(2)】 ・本協会ウェブサイトで公表済　→　https://www.jva.or.jp/wp-content/uploads/2024/04/20240401_JVA_MASTER-PLAN_FINAL_V2.pdf ・2024年4月2日には発表イベントも実施　→　https://www.jva.or.jp/topics/20240403-3/ 【審査基準(3)】 ・策定にあたっては評議員、理事、監事、職員からのヒアリングや協議を複数回実施した。	01_JVA中長期経営計画(JVA MASTER PLAN) 02_2023年度第8 回理事会（定例）議事録
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	2024年4月に外部公表したJVA中期経営計画を基に中核になる4本柱を支え、JVAの成長を推進できる組織とすべく再構築を実施した。(中期経営計画：P35) 【審査基準(1)】 ・組織運営の基盤となる「ガバナンス・人材開発・マネジメント」の３つを基に2028年までに行うべき組織改革（育成・採用等の計画）を中期経営計画に盛り込み、以下の対応を実施した。 ①役員会議や委員会、事務局等の位置づけ、役割を見直し、2025年4月から組織の刷新を行った。 ②組織刷新により事務局内の部署、役職も見直したため、併せて事務局内のサクセッションプラン(部門長)の初案を策定した。 ③喫緊の人材補強については業務執行理事会で協議し、採用に着手している。 ④2024年度より常勤理事、職員に対して人事評価制度を導入した。制度を導入したことで、妥当性・難易度・達成基準の整合性を鑑みて評価できるようになった。 【審査基準(2)】 ・中期経営計画では、組織運営に必要な人材育成に向けて年度毎に必要な要員と退職者のバランスを考慮したうえで2028年度までの目標設定を公表した。（P35） 【審査基準(3)】 ・中期経営計画の策定時は、プロジェクトマネージャーが理事への個別説明を実施し、意見を集約しながら中期経営計画の素案を作成した。 ・最終的な完成へのステップとして、SDミーティング(部門長会議)、業務執行理事会での協議を経て、各理事への説明とヒアリングを実施し、最終完成したものを理事会で審議し承認するという流れで行った。	01_JVA中長期経営計画(JVA MASTER PLAN) 03_【素案】JVA事務局サクセッションプラン 04_報酬委員会規程 05_ステップアップシート
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	【審査基準(1)】 ・中期経営計画(2024～2028)に基づき、財務体質の改善を念頭におき事業を遂行している。 ・中期経営計画の柱であるマーケティングの部分において「ファン、企業、社会への新たな価値の創造」を掲げて、今後の収入増加に伴う財務基盤の健全化を目標として公表している。（中期経営計画：P26-P27） ・四半期ごとに中期経営計画進捗管理委員会にて、計画遂行の進捗を確認、検証している。 ・事業年度ごとに、収支予算書について理事会で審議・承認を行っている。なお、理事会での理解向上のため、2023年度決算報告から概要資料を導入した。 ・2025年度4月より管理会計システムを導入し、これまで各グループ内で管理されていた会計手続きや予算・実績管理が組 織として一元化された。 別で管理していた電子帳簿保存法のシステムも連動し、更なる組織内の財務・税務管理の明瞭化および高度化がなされている。 ・2025年度より、予算策定において、各部署から「現実的な予算(最低限予算)と中計実現に向けた予算希望額(付加予算)」を集約し、付加部分には優先順をつけ、各部署へのヒアリングを実施したのちに2026年度予算へ傾斜的に反映した。 【審査基準(2)】 ・本会ウェブサイトにて公表している。　→　https://www.jva.or.jp/jva/plans_and_reports/ 【審査基準(3)】 ・SDミーティング(部門長会議)、業務執行理事会で協議のうえ理事会で審議・承認している。 ・財源の充実のため、協賛獲得の推進(理事会での議論も実施)、競技者等の登録制度改革、ファンクラブ制度の再構築を実施している。	01_JVA中長期経営計画(JVA MASTER PLAN) 06_25年度第8回理事会(定時)議事録_予算承認 07_2026年度収支予算書 08_25年度決算見込・26年度予算 09_管理会計システム画面画像 10_JVA会計管理システム詳細画面

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	【審査基準(1)・(2)】 ・外部理事/女性理事の定義および目標割合を「役員選定規程」に記載し、2022年10月13日の理事会の承認を得た。 ・外部理事/女性理事の目標割合達成を視野に入れて推薦を行うことを「役員選定規程」に盛り込み、実施している。 ・2025年度6月理事改選において、外部理事/女性理事ともに目標割合を達成することができた。 ※2027年度6月改選においても規程に則って目標割合を達成すべく進める予定。 ■外部理事：45%、女性理事：40% ・各種委員会に外部・女性の属性を持つ委員を多く登用し、将来の役員候補者として活躍いただけるような想定をしている。 【審査基準(2)】 ・アスリート委員会から推薦される理事候補者を増やしたことにより、男女分け隔てなく人選することができた。 ・加盟団体内に女性役員が増えるよう働きかけてきた。2025年度からJVA執行部が競技会含む、各ブロックでの会議へ訪問し、女性役員増加に向けた意見交換や増加に向けた施策の実施依頼を行ってきた。 【審査基準(1)・(2)】 ・2023年度の理事改選時より推薦書に外部・内部をチェックする項目およびスキルマトリクスを自己申告いただく項目を設置し、多様性の確保、内外のバランスを選定委員会で判断できるような仕組みとした。 ・2023年12月に制定された役員選定規程に基づき、多様性の確保に向けて目標として掲げている構成バランスの不足がでないように、選定事務局より推薦受付期間中に不足している属性、女性候補者人数などを中間報告する仕組みを導入している。 ・2025年4月1日に公益法人法の改定により外部理事・外部監事の設置が義務付けられたこともあり、これまでも意識して選定は行われていたが、就任時の誓約書を交わすことで更なる外部役員の意識づけが高まった。	11_組織検討資料：理事会資料 （_01:理事会組織改編、_02評議員会改編） 12_役員選定規程 13_定款 14_理事会議事録（2024年度第7回 規程承認時）
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	【審査基準(1)・(2)】 ・構成メンバーの多様性（外部）の確保および女性人数を視野に入れて推薦いただくために、昨年まで評議員選定規程とガイドラインで定めていた選定に関する事項を規程に1本化し、継続してその内容を盛り込んでいる。 ・外部評議員および女性評議員の目標割合は、規程では理事のガバナンスコードに定めている比率に倣い、選定時の目標としている。 ・2026年6月の改選の結果、評議員選定委員会において選定時に規程に定めたガバナンスコードの比率に準拠し、外部比率が8名で32%と女性比率が12名で48%のためどちらも基準をクリアした。 【審査基準(2)】 ・各ブロックから推薦する際にはブロック理事長を除く県協会で重要な役職をになっている方を男女1名推薦いただくことを規定化した。	12_役員選定規程 15_評議員・役員名簿 106_評議員選定規程
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	【審査基準(1)】 ・2022年1月13日の理事会にて「アスリート委員会規程」を審議・承認し、アスリート委員会を設置している。 ・本会全体の組織見直しを行いつつ、委員会では活動施策の検討等を協議している。 【審査基準(2)】 ・競技特性を踏まえ、男女およびインドア・ビーチからバランスよく人選し委員会を構成している。男女やインドア・ビーチを網羅することもアスリート委員会規程に明記している。 【審査基準(3)】 ・理事会に意見を届けるため、アスリート委員会から理事になる道筋を明確化するため、委員長を理事候補者にすることを「役員選定規程」に加筆のうえ理事会承認を得ている。 ・2025年6月改選において、アスリート委員会からの理事就任が実現したことにより、現役の選手からセカンドキャリアを歩んでいる方も含め、多様性を持った意見を理事会での議論に反映させることができるようになった。 ・アスリート委員会は、理事会の諮問を受け答申できることを明確化した（委員会規程）。	16_アスリート委員会規程 17_アスリート委員会名簿 18_アスリート委員会議事録 19_委員会規程 20_理事会議事録（2021年度第7回 規程承認時）
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	【審査基準(1)】 ・「定款」において、役員は「理事15名以上20名以内、監事3名以内」とし、現在は理事20名、監事3名で理事会を構成している。 ・本会全体の組織見直しにおいて、理事会は執行機関として経営判断を行い事業を運営するものと明確化した。 ・定数の変更は行わないが、2025年1月24日の理事会で理事会の構成員である運営委員（議決権なし）に全国連盟の代表者、大都市圏協会の代表者、主要委員会代表者を新たに加え更なる情報の透明性・周知・事業参画に向けて人員の補強が行われることが承認された。 ・構成変更後の運営委員のメンバーについては、2025年度第5回理事会にて承認された。 ・「役員選定規程」に役員に求める知見・専門性を明記し、多様性を確保するよう努めている。	11_組織検討資料：理事会資料 （_01:理事会組織改編、_02評議員会改編） 12_役員選定規程 13_定款 14_理事会議事録（2024年度第7回 規程承認時）
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【審査基準(1)】 ・「定年に関する規程」および「役員選定規程」において、評議員・役員は、選任基準日において70歳未満でなければならないと明記している。 ・会長特認選任(75歳以上)の規程は、2022年10月13日（2022年度第4回理事会）に撤廃した。	21_定年に関する規程 12_役員選定規程 22_理事会議事録（2022年度第4回）

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	【審査基準(1)】 ・「役員選定規程」において、理事の任期上限を5期・10年とすることを明記している。 ・将来の理事候補者となり得る人材を増やすべく、各種委員会に様々な専門性を持つ委員に参画いただいている。その際には女性や外部の専門性を持つ委員を増やすことも意識している。 ・評議員の構成メンバーについても、任期10年を超えることのないよう、再任上限回数をガイドラインと統合した「評議員選定規程」に2期と記載し、評議員懇談会で評議員会の同意を得たうえで、理事会承認を得た。（2025年第7回理事会） 【審査基準(2)】 ・再任に必要な経過措置（任期2期分）について、評議員選定と揃えて検討し、評議員選定規程は追記済。役員選定規程は2026年10月の理事会にて追記した形での規程の承認を得た。	12_役員選定規程 23_理事会議事録（2025年度第7回 規程承認時）
			【例外措置または小規模団体配慮措置】 ・「役員選定規程」に、審査基準欄に記載と同様の例外措置が可能な記載あり。ただし、現在の適用はない。	12_役員選定規程
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	【審査基準(1)・(2)・(3)】 ・「役員選定規程」において、役員候補者選定委員会を立ち上げて選定手続きを行うことを規定している。 ・同規程において、理事からの委員会参画を外部理事とすること、また外部委員を必ず参画させることを規定している。 ・同規程において、委員会の構成を具体的に規定している。現職理事の割合は、会長候補者選定委員会においては2/7、理事候補者選定委員会においては最大で3/8のため、半数を上回ることはないよう設定している。	08 役員選定規程 24_会長候補者選定委員会名簿 25_理事候補者選定委員会名簿 26_会長候補者選定委員会議事録 27_理事候補者選定委員会議事録
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	【審査基準(1)】 ・組織運営に必要な規程類を整備している。特に法令遵守に向けて「コンプライアンス規程」にその旨を規定している。 ・現状規程類の精査およびツリー化を2026年3月までに完了した。 規程が記載のページ → https://www.jva.or.jp/jva/constitution/ ・事務局内の業務の適法性の点検（業務監査）を行うべく、ガバナンス委員会の立ち上げとガバナンス委員会規程を2025年7月25日の理事会で承認している。	28_規程類一覧 29_コンプライアンス規程 30_ガバナンス委員会規程 31_2025年度_第5回理事会（定例）議事録（2025年度第5回No.01規程承認時）
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	【審査基準(1)】 ・組織運営に必要な規程類を整備している。 ・前回適合性審査における危機管理の指摘を受け、2024年9月13日開催の2024年度第4回理事会にて「危機管理規程」を審議・承認した。 ・現状規程類の精査およびツリー化を2026年3月までに完了した。 規程が記載のページ → https://www.jva.or.jp/jva/constitution/	28_規程類一覧 13_定款 32_評議員会運営規程 33_理事会運営規程 34_加盟団体規程 35_事務局規程 36_経理規程 37_危機管理規程 29_コンプライアンス規程 38_理事会議事録（2024年度4回 No07 承認時）
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)】 ・組織運営に必要な規程類を整備している。 ・2025年7月25日開催の25年度第5回理事会にて文書管理規程が承認され、新設した。 ・現状規程類の精査およびツリー化を2026年3月までに完了した。 規程が記載のページ → https://www.jva.or.jp/jva/constitution/	28_規程類一覧 39_文書管理規程 40_個人情報保護方針 41_個人情報保護基本規程 42_個人情報保護に関する事務局管理規程 43_コンプライアンスホットライン制度運用規程 44_2025年度_第5回理事会（定例）議事録（2025年度第5回No.01規程承認時）
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)】 ・評議員、役職員、委員会関係者等の報酬に関する規程として、各種規程を整備している。 ・特に非常勤役員に対する報酬を明確化するために、「役員の報酬規程」に会議体の区分や報酬額を明記した。 ※理事会運営規程から役員の報酬について1つの規程にまとめるため、全体見直しのタイミングで記載場所を変更した。 ・常勤役員の定義を見直し、さらには常勤・非常勤の報酬の計算方法・支給日について明確にした。 ・年度毎に常勤役員の評価および報酬の検討を行うよう、報酬委員会を立ち上げて協議している。 ・2024年度より職員の人事評価制度を導入し、適切な昇給と賞与に反映する仕組みを構築した。	45_評議員の報酬規程 46_役員の報酬規程 33_理事会運営規程 36_就業規則 48_給与規程 ・ 別表 49_旅費規程 50_報酬委員会規程 05_ステップアップシート（評価シート）
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)】 ・定款第3章に沿って「経理規程」を定め、財産および会計について定めている。 また、「寄付金」「特定費用準備資金」「謝金」等について各種規程を整備している。	13_定款 36_経理規程 51_寄付金等取扱規程 52_特定費用準備資金等取扱規程 53_謝金規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	【審査基準(1)】 ・財政的基盤を整えるため、各種規程を整備している。	54_登録規程 55_バレーボール用品・用器具の公認・推薦に関する規程 56_JVAメンバーの肖像権等に関する管理・運用規程 57_日本代表の肖像権規程 58_賞金配分および報奨金規程
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	【審査基準(1)】 ・バレーボールは、チーム競技としての「総合的なチーム戦力」を考慮しつつ、オリンピック競技大会ごとに、選考基準を策定してきている。 ・ビーチバレーボールは、個々のペア(チーム)による代表枠の獲得を目指すため、オリンピックの出場権（出場チーム枠）を獲得したのちに日本代表チームの選考方法をオリンピック競技大会ごとに策定している。 ・監督の一存でなく協会としての組織的な決定となるよう、日本バレーボールの強化方針を定める「技術委員会」を設立し、技術委員会での協議を経て決定していくプロセスを導入した。 【審査基準(2)】 ・代表選手の肖像権を保護するため、「日本代表の肖像権規程」を定めている。 ・代表選手とは個々に肖像に関する取り決め等を確認するために覚書を締結している。 【審査基準(3)】 ・日本バレーボールの強化方針を定める「技術委員会」を設立し、技術委員会での協議を経て決定していくプロセスを導入した。 ・選手選考に関しては、それぞれの代表監督を中心に強化スタッフが素案を作成し、当該部会にて協議され、技術委員会で審議・決定される。委員会で承認された内容は業務執行理事会を経て理事会に報告される。	59_日本代表選考規程 60_ロサンゼルス五輪_バレーボール日本代表選手選考基準 61_ロサンゼルス五輪_ビーチバレーボール種目の予選方式と日本代表チームの選考方法 56_JVAメンバーの肖像権等に関する管理・運用規程 57_日本代表の肖像権規程 62_技術委員会規程 63_覚書（代表）
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	【審査基準(1)】 ・国内外で開催されるIF等主催の国際大会における審判員の選考は、IF等(バレーボールのIFは国際バレーボール連盟)の指名による。 ・国内大会においては、大会ごとに都道府県協会から各ブロック組織に審判員を推薦し、審判規則委員会にて協議のうえ選定している。 ・審判員等の資格認定に関する規程を整備している。	64_公認審判員規程 65_技術統計判定員規程
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	【審査基準(1)】 ・弁護士、税理士、社会保険労務士、外部監査法人と業務委託契約(顧問契約)を行い、日常的なサポートを必要に応じて受けられる体制を構築している。 ・法務については内部の相談先に加え、JOC提供のNF総合支援法務サポートを積極的に活用し、各種規程整備等の相談を行い、客観的な視点からの助言をもらい検討の参考としている。 【審査基準(2)】 ・業務執行理事会、SDミーティング(部門長会議)を原則毎週一度、定期的に開催し、日常の情報共有を図ることにより課題や懸念を含めた迅速な状況把握に努めている。過去の事例を踏まえた検討や企業経営に関与した経験のあるメンバーの知見等から、問題となり得る事象の有無を判断し、判断に迷うものについては弁護士等への相談を随時行っている。	29_コンプライアンス規程 66_相談ルート業務委託契約書 67_業務執行理事会運営規程
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	【審査基準(1)】 ・「コンプライアンス規程」において、コンプライアンスを有効に機能させるためにコンプライアンス委員会を設置することとしている。 ・コンプライアンス委員会は原則月1回開催している。 【審査基準(2)】 ・委員会の役割等を「コンプライアンス規程」に定めている。 ・本協会が主催する公式試合での違反行為に対応するため、コンプライアンス委員会の中に「規律部会」を設置し、「規律規程」を新たに策定した。 ・コンプライアンス委員会に加え、業務におけるリスク等の把握を行うため、ガバナンス委員会の立ち上げ、「ガバナンス委員会規程」を策定した。 ・今後立ち上げたガバナンス委員会でコンプライアンス・ガバナンスの啓発と業務上での遵守・対応状況について、コンプライアンス委員会で担っていた部分を定期的に実践していくこととした。 【審査基準(3)】 ・委員7名のうち3名の女性委員が参画している。	29_コンプライアンス規程 68_コンプライアンス委員会名簿 69_コンプライアンス委員会議事録 30_ガバナンス委員会規程 44_2025年度_第5回理事会（定例）議事録（25年度第5回 規程承認時）
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	【審査基準(1)】 ・コンプライアンス委員会には弁護士を中心として、企業での監査経験をもつ有識者等を配置している。 ・外部理事に委員会に参画いただくことで、理事会との連動性を強化している。	68_コンプライアンス委員会名簿
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)】 ・2021年2月の加盟団体代表委員総会以降は、内部へのコンプライアンス研修関連情報（研修会情報、動画資料等）の展開している。 ・2026年度はコンプライアンス・ITリテラシー研修を独自に作成した研修資料を元に役職員に対して実施し、コンプラインに加え情報漏えいの観点からガバナンス強化の一貫として今期実施中。結果については、コンプライアンス研修は研修への意見、ITリテラシー研修は簡易的なテストとアンケートを対象者より取得予定。取得結果は10月以降とりまとめ完了予定。	69_(議事次第)加盟団体代表委員総会(2026年2月26 日) 70_コンプライアンス研修アンケート 71_ITリテラシー研修【確認テスト】

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)】 ・2025年10月25日と2026年3月1日に実施した「JVAバレーボールコーチカンファレンス」にて10月の回では「体罰撲滅」を担当者から、3月の回では「日本スポーツ協会が目指す「NO！スポハラ」について」についてJSPOより講師を招いて実施した。 ※3月の回のカリキュラム→https://www.jva.or.jp/topics/20260203-1/ ・指導者の「体罰・暴力・ハラスメント撲滅」を目的とした「グットコーチングセミナー」の動画をホームページに公開し、倫理観を持った指導を行うことの重要性を3つのパートに分けた動画で研修している。 公開ページ：https://www.jva.or.jp/coach/seminar/ ・日本代表チームの選手・指導者への教育はシーズン活動開始時にJOC強化指定選手・指導者のプログラムを活用し、研修会の中で実施している。 ・インドア日本代表選手は、代表選出時にJVAと締結する覚書に「コンプライアンス規程」「日本代表等に関する行動規範」「SNSガイドライン」を添付し、締結時に配布・確認をしていただいている。 また、女子代表は2026年5月11日の代表キックオフミーティングで再配布又は説明を行っている。男子代表はJOCによるサポートのもとで2026年8月19日に対面でインテグリティ研修を実施した。 ・ ビーチ選手は海外ツアーに参戦する際には行動規範を読み、誓約書を提出してもらっている。 また、例年では12月に代表選手ミーティングを実施し、誓約書を提出していない人は提出を必須としている。 今期は2026年12月15日、16日の2日間でミーティングを実施予定。 誓約書公開ページ：https://www.jva.or.jp/play_bv/entry/international/wt_main/	72_公認指導者研修会タイムスケジュール 73_第2条_日本代表選手等に関する行動規範 74_第3条_日本バレーボール協会【2026】SNSガイドライン
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)】 ・審判員は、2023年08月11日、2024年08月09日、2026年08月08日に審判資格取得講習会の一部としてコンプライアンス研修を実施した。また、レフェリーインストラクターに対しては、2024年2月23日、2025年2月24日、2026年02月24日にレフェリーインストラクター研修会の一部としてコンプライアンス研修を実施した。 ・審判員を統轄しているJVAの審判規則委員会では各事業年度毎に指針を策定し、その一部に必ずコンプライアンスを章として盛込み、審判規則委員会が実施している上記研修以外の講習会等でも指針に基づいてコンプライアンス研修を実施している。 ・今後についてはアサーション研修を実施するように研修内容を検討している。	75_2023_コンプライアンス研修講義内容（20230811実施） 76_2024_コンプライアンス研修講義内容（20240809実施） 77_2023_インストラクター研修講義内容（20240223実施） 78_2024_インストラクター研修講義内容（20250224実施） 79_2025_審判規則委員会指針・コンプライアンス（250320）
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	【審査基準(1)】 ・組織運営において専門家のサポートが必要となると想定される場面、内容を踏まえて毎年度の委託先を検討している。予算策定時に委託要否の振り返りを実施している。 【審査基準(2)】 ・弁護士、税理士、社会保険労務士、外部監査法人と業務委託契約(顧問契約)を行い、日常的なサポートを必要に応じて受けられる体制を構築している。 ・法務については内部の相談先に加え、JOC提供のNF総合支援法務サポートを積極的に活用し、各種規程整備等の相談を行い、客観的な視点からの助言をもらい検討の参考としている。	66_相談ルート業務委託契約書 80_専門家のサポート体制表
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	【審査基準(1)】 ・各種規程を整備し、公正な会計原則を遵守している。 【審査基準(2)】 ・「定款」において監事を置くことを明記している。 ・「役員選定規程」において、監事に求める専門性を明記している。 【審査基準(3)】 ・毎年度、必ず監事監査を実施し、監査報告書を作成している。加えて監査法人による外部監査を実施し、その報告書を監事が確認し、最終的に理事会および評議員会で確認を行っている。	15_評議員・役員名簿 36_経理規程 13_定款 12_役員選定規程 81_監査報告書
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	【審査基準(1)】 ・国庫助成金等を含み、各種助成金を申請する場合には、申請においてガイドラインを含む資料を確認したうえで申請を行っている。 ・助成金の受給が確定した際には、ガイドラインを踏まえて適切な使用に努め、またガイドラインに従い適切に処理を行っている。 ・必要に応じて、国や助成元における監査を受けている。	82_令和７年度選手強化ＮＦ事業補助金交付決定通知書 83_令和７年度スポーツ振興くじ助成金交付決定通知書
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	【審査基準(1)】 ・法令上求められている貸借対照表のほか、正味財産増減計算書、収支予算書、定款、役員及び評議員の報酬規程、役員名簿、評議員名簿、役員会議議事概要を本会ウェブサイト上に開示している。またこれらの書類は備置書類として事務所内に保管している。 <公開場所> 貸借対照表、正味財産増減計算書、収支予算書　→　https://www.jva.or.jp/jva/finance/ 事業計画・報告　→　https://www.jva.or.jp/jva/plans_and_reports/ 定款、役員及び評議員の報酬規程　→　https://www.jva.or.jp/jva/constitution/ 役員名簿　→　https://www.jva.or.jp/organization/board/ 評議員名簿　→　https://www.jva.or.jp/organization/council/ 会議議事概要　→　https://www.jva.or.jp/organization/reports/	60_ロサンゼルス五輪_バレーボール日本代表選手選考基準 61_ロサンゼルス五輪_ビーチバレーボール種目の予選方式と日本代表チームの選考方法

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	【審査基準(1)】 ・日本代表を選定する上での基準となる規程を2026年7月22日の理事会で日本代表選定規程が承認された。 掲載先　https://www.jva.or.jp/jva/constitution/ ・バレーボール及びビーチバレーボールそれぞれの選考基準・方法をオリンピック競技大会ごとに策定し、本会ウェブサイトにおいて開示している。また選考結果についても同サイト上に掲載している。 <公開情報>※現状はロサンゼルス五輪版 掲載先　https://www.jva.or.jp/jva/constitution/ 〇バレーボール →　https://www.jva.or.jp/wp-content/uploads/2026/10/%E7%AC%AC2%E7%AB%A0_%E4%BA%8B%E6%A5%AD_8%E6%9D%A1_2-%EF%BC%9A%E3%83%AD%E3%82%B5%E3%83%B3%E3%82%BC%E3%83%AB%E3%82%B9%E4%BA%94%E8%BC%AA_%E3%83%90%E3%83%AC%E3%83%BC%E3%83%9C%E3%83%BC%E3%83%AB%E6%97%A5%E6%9C%AC%E4%BB%A3%E8%A1%A8%E9%81%B8%E6%89%8B%E9%81%B8%E8%80%83%E5%9F%BA%E6%BA%96_2026.05.20%E5%88%B6%E5%AE%9A.pdf 〇ビーチバレーボール →　https://www.jva.or.jp/wp-content/uploads/2026/10/%E7%AC%AC2%E7%AB%A0_%E4%BA%8B%E6%A5%AD_8%E6%9D%A1_3%EF%BC%9A%E3%83%AD%E3%82%B5%E3%83%B3%E3%82%BC%E3%83%AB%E3%82%B9%E4%BA%94%E8%BC%AA_%E3%83%92%E3%82%99%E3%83%BC%E3%83%81%E3%83%8F%E3%82%99%E3%83%AC%E3%83%BC%E3%83%9B%E3%82%99%E3%83%BC%E3%83%AB%E7%A8%AE%E7%9B%AE%E3%81%AE%E4%BA%88%E9%81%B8%E6%96%B9%E5%BC%8F%E3%81%A8%E6%97%A5%E6%9C%AC%E4%BB%A3%E8%A1%A8%E3%83%81%E3%83%BC%E3%83%A0%E3%81%AE%E9%81%B8%E8%80%83%E6%96%B9%E6%B3%95_2026.07.22%E5%88%B6%E5%AE%9A.pdf	59_日本代表選考規程
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	【審査基準(1)】 ・本会ウェブサイトにおいて、毎年度、示される期限に合わせて「【スポーツ団体ガバナンスコード】JVAの遵守状況に関する自己説明・公表」として開示している。 <公開情報> 掲載先　https://www.jva.or.jp/jva/constitution/ 〇令和6年度分　→　https://www.jva.or.jp/wp-content/uploads/2024/10/JVA_sports_governance_24_10_21.pdf	84_令和6年度 スポーツ団体ガバナンスコード 遵守状況に関する自己説明・公表
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	【審査基準(1)・(2)】 ・「利益相反規程」に利益相反の区分や該当性を明記している。また利益相反に関する取引を行う場合においては、理事会での審議・承認を原則事前に行っている。 ・経理処理をシステム上で実施する仕組みを導入したこと、役員等の利益相反管理に資する情報(兼職状況や親族の経歴等)もシステム上で申告いただく仕組みにしたため、利益相反に該当する取引を申告のみならず日常業務上で確認できる体制を構築した。 ・システム導入を活用し、利益相反に該当するもの、特に重要な契約については業務執行理事会、理事会の審議を経る等、慎重な検証を行っていく。 ・役員等の選定においては、推薦時(本人および2親等内)と就任時(3親等内)で利益相反管理に関わる情報(兼職、経歴等)を提出いただき、コンプライアンス委員会で不適切な利益相反に該当しないことを確認のうえ選定を進めている。また情報に変更があった場合には随時申告いただくことにより、情報の更新を行っている。	85_利益相反規程 29_コンプライアンス規程 12_役員選定規程 86_兼職届・利益相反確認フォーム
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	【審査基準(1)】 ・「利益相反マネジメント方針」および「利益相反規程」を策定している。 ※旧利益相反マネジメントポリシーから規程の全体見直し時に名称を「利益相反マネジメント方針」へ変更。	87_利益相反マネジメント方針 85_利益相反規程 86_兼職届・利益相反確認フォーム
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	【審査基準(1)】 ・本会ウェブサイトに継続的に掲載している。 https://www.jva.or.jp/jva/compliance_hotline/ https://jva.form.kintoneapp.com/public/0bc0c036eac84dc3031f28360e6b5bb5e8c295b2bba5c2ff357efda6cb392903 ・キャンペーン(暴力撤廃アクション)実施や大会および指導者対象の研修会において周知を図っている。 ・通報制度の運用について「コンプライアンスホットライン制度運用規程」として定めている。 【審査基準(2)】 ・通報窓口の担当者には守秘義務を課している(運用規程：第3条) 【審査基準(3)】 ・当該情報の取扱いについて情報管理を徹底している(運用規程：第7、10条) 【審査基準(4)】 ・相談者に不利益な取扱いを行うことを禁止している(運用規程：第13条) 【審査基準(5)】 ・NF役職員に対し、随時通報が正当な行為であることを徹底している。	43_コンプライアンスホットライン制度運用規程 88_暴力撤廃アクションビジュアル
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	【審査基準(1)】 ・体罰・暴力等の相談窓口として、外部通報窓口(弁護士事務所)を設置している。 ・通報内容を処理するコンプライアンス委員会は、弁護士や企業での監査経験者など有識者を中心に構成している。 ・通報に関する調査は弁護士事務所に委託しており、専門家が行う体制を整えている。	43_コンプライアンスホットライン制度運用規程 68_コンプライアンス委員会名簿

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、周知すること	【審査基準(1)】 ・「コンプライアンス規程」において、禁止行為や処分に至るまでの手続きを定めている。　(規程：第4条、6条、第4章、第5章) ・職員処分について現状コンプライアンス規程を遵守する形から「懲戒規程」の新設が2026年1月28日の理事会にて承認された。 ・公式試合での違反行為における大会中の処分については「規律規程」の新設が2026年3月11日の理事会にて承認された。 【審査基準(2)】 ・本会ウェブサイトにてコンプライアンス規程を開示し、周知している。　→　https://www.jva.or.jp/jva/constitution/ 【審査基準(3)】 ・「コンプライアンス規程」にて、弁明の機会の付与を定めている(第24条)。 【審査基準(4)】 ・処分結果は「コンプライアンス規程」にもとづき、書面にて告知している。	29_コンプライアンス規程 89_日本バレーボール協会処分基準 90_処分通知_JSPO資格有 91_処分通知_JSPO資格無
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	【審査基準(1)】 ・処分審査を行うコンプライアンス委員会は、弁護士や企業での監査経験者(外部理事)など有識者が中心となっており、中立性、専門性を確保している。	29_コンプライアンス規程 68_コンプライアンス委員会名簿
37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	【審査基準(1)】 ・「コンプライアンス規程」において、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構による仲裁またはスポーツ調停手続を利用できるよう自動応諾条項を 定めている(規程第28条)。 【審査基準(2)】 ・上記の自動応諾条項の対象を、日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲としている。 【審査基準(3)】 ・申立期間の制限を設けていない。	29_コンプライアンス規程
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	【審査基準(1)】 ・「コンプライアンス規程」によりスポーツ仲裁の利用が可能であることを通知しており、規程は本会ウェブサイトにて開示している。 https://www.jva.or.jp/jva/constitution/ ・処分通知を渡す際に、コンプライアンス規程の条文を説明している。	
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	【審査基準(1)】 ・2024年9月13日開催の24年度第4回理事会において「危機管理規程」を審議・承認した。 ・「危機管理規程」において、危機管理体制を明記している。 【審査基準(2)】 ・25年3月に「危機管理マニュアル」を策定し、事務局長の確認を得た。 【審査基準(3)・(4)】 ・不祥事対応のフローを定めている。ただし2025年度に導入することとなったガバナンス関連の見直しや規程類を踏まえて、2025年12月までに情報を更新する予定。 ・更新に際しては、外部調査委員会を設置する場合の基準や流れ、種別(外部調査、第三者委員会等)を明記する予定。	37_危機管理規程 92_危機管理マニュアル 38_理事会議事録（2024年度4回 No07 承認時）
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	【審査基準(1)】 ・前回審査時に再発防止策の確定まで至っていなかったビーチバレーボール国際大会キャンセル手続きにおける不祥事に関しては、2021年12月および 2022年1月開催の理事会にて審議され、本会のウェブサイト上で公表を行った。 ① https://www.jva.or.jp/topics/14371/　② https://www.jva.or.jp/topics/14312/ また理事会で対応策の報告を行い、会議概要として本会ウェブサイト上に掲載している。 ① https://www.jva.or.jp/wp-content/uploads/2024/02/20220414.pdf　② https://www.jva.or.jp/wp-content/uploads/2024/02/20221013.pdf また改善計画を策定し、JOC、JSPOに説明を行っている。 ・2025年6月16日の理事会において、選手の帰化手続きにおける不適切文書の行使に関する決議を行った。 処分決議においてはコンプライアンス委員会での審議後に全体の事実関係解明のため、2024年10月21日の理事会で第三者委員会（外部調査）の設置が 承認され、調査が行われた。その後、2025年4月25日の理事会にて調査結果が報告された。 また、追加調査を行う必要性が発生したために内部対策会議および特別調査委員会の発足について2026年5月27日の理事会で承認された。 ・2026年7月22日の理事会において元代表選手への逮捕事案に関する今後の対応について決議を行った。 今後JVAとしてコンプライアンス委員会でのヒアリングを経て理事会にて処分が決議される予定。 【審査基準(2)】 ・2025年6月開催の理事会においてガバナンス統括責任者の設置および選任、ガバナンス委員会の新設が審議・承認され、7月開催の理事会において ガバナンス委員会規程および委員会の人選が審議・承認された。今後、定期的に業務監査や振り返りを実施し、理事会で報告のうえ、会議概要において 公表していく予定。	93_改善計画概要 94_理事会議事録（2021年度6回 ビーチバレー第三者委員会設置経緯含） 95_理事会議事録（2024年度5回 第三者委員会設置時） 96_理事会議事録（2026年度3回 内部対策会議及び特別調査委員会設置）

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	【審査基準(1)】 ・「ビーチバレーボール国際大会キャンセル手続きにおける不祥事」に関しては、3名の弁護士で構成される第三者委員会を設置した。 ・「帰化手続きにおける不適切文書作成」に関しては、2024年10月21日の理事会で3名の弁護士で構成される第三者委員会を設置した。 ・上記案件に対して追加の懸案事項が発生したため、2026年5月27日の理事会で内部対策会議と特別調査委員会を設置した。メンバーは内部調査対策会議が副会長とコンプライアンス委員会、ガバナンス委員会に関わる理事と監事の弁護士。また、特別調査委員会はコンプライアンス委員会委員長の外部理事１名とJVAからは独立している2名の弁護士で構成される事になった。	97_外部調査委員会名簿(ビーチ不祥事) 98_外部調査委員会名簿(帰化手続きにおける不適切文書)
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	【審査基準(1)】 ・「加盟団体規程」において、加盟の要件や加盟団体の権限および責務を規定している。 【審査基準(2)・(3)】 ・バレーボール界が守るべき行動規範を策定し、加盟団体を含めて全体に共有した。 https://www.jva.or.jp/jva/constitution/ https://www.jva.or.jp/about/ ・組織基盤改革プロジェクトにおいて、ガバナンス確保を推進するために全都道府県協会（加盟団体）の法人化を促進している。（2027年度までに都道府県協会について法人化完了予定）また、2022年度より各加盟団体の組織・財務に関する証憑書類を台帳化し、毎年提出を求めている。 ・2023年3月16日の理事会にて報告し、加盟団体連携会議を発足した（初回は2024年5月29日実施し、その後原則2ヶ月に1度実施）。現状では加盟団体の法人化に関するトピックスが主になっているが、当該会議を活用して組織運営や特にガバナンスに関する研修等、支援につながる施策を実施していく。 ・加盟団体が法人化および運営について（対応範囲、内容を確認要）相談ができるよう、本会に相談窓口を設置し、行政書士に業務を委託している。	34_加盟団体規程 99_法人化プロジェクト資料 100_理事会議事録（2022 年度第9 回） 101_第1回加盟団体連携会議資料 102_加盟団体台帳 -提出書類サンプル画面
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	【審査基準(1)】 ・年2回の加盟団体代表委員総会を継続的に開催し、JVAから情報提供や研修会を実施している。 ・加盟団体にはコンプライアンス担当役員を決めてもらい、21年度・22年度は「コンプライアンス担当者連絡会議」を実施し、会のカタチを変えたが「加盟団体連携会議」でもJVAが掲げている暴力撤廃アクションについて年に継続して1回説明を行っている。 ・日本代表チームの選手・指導者への教育はシーズン活動開始時にJOC強化指定選手・指導者のプログラムを活用し、研修会の中で実施している。 ・インドア日本代表選手は、代表選出時にJVAと締結する覚書に「日本代表等に関する行動規範」「SNSガイドライン」を添付し、締結時に配布・確認をさせている。 また、女子代表は2026年5月11日の代表キックオフミーティングで再配布又は説明を行っている。男子代表はJOCによるサポートのもとで2026年8月19日に対面でインテグリティ研修を実施した。 ・ ビーチ選手は海外ツアーに参戦する際には行動規範を読み、誓約書を提出してもらっている。 また、例年では12月に代表選手ミーティングを実施し、誓約書を提出していない人は提出を必須としている。 今期は2026年12月15日、16日の2日間でミーティングを実施予定。 誓約書公開ページ：https://www.jva.or.jp/play_bv/entry/international/wt_main/	103_加盟団体代表委員総会資料（会議次第） 104_加盟団体連携会議資料（会議次第） 105_加盟団体台帳 -コンプライアンス担当役員一覧 73_第2条_日本代表選手等に関する行動規範 74_第3条_日本バレーボール協会【2026】SNSガイドライン